



国海運第69号の2
平成23年8月16日

船員災害防止協会会長 殿

国土交通省
海事局運輸労務課長



「船員労働災害防止優良事業者（一般型）認定制度実施要領」の
一部改正について

標記について、船員労働災害防止優良事業者（一般型）認定制度実施要領を別紙のとおり一部改正することとしましたので、貴傘下会員へ周知していただきますようお願いいたします。

船員災害防止優良事業者（一般型）認定制度実施要領新旧対照表

新

旧

第1～第3（略）

第1～第3（略）

第4

第4

一～二（略）

一～二（略）

三 認定に係る手続きの規定は、認定の有効期間の更新について準用する。ただし、認定の様式については様式6とする。

三 認定に係る手続きの規定は、認定の有効期間の更新について準用する。

第5～（以下略）

第5～（以下略）

様式1～5（略）
様式6

様式1～5（略）

殿

貴社（殿）は、「船員労働災害防止優良事業者（一般型）認定制度実施要領」に基づき審査した結果、その基準に適合していると認められますので、船員労働災害防止優良事業者（一般型〇級）に認定します。

一般型〇級認定番号 ○〇

認定日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

更新日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

有効期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通省海事局運航労務課長

様式7（略）

様式6（略）

認 定 証

△△△△○○○○

○○○○ ○○ ○○ 殿

貴殿は、「船員労働災害防止優良事業者（一般型）認定制度実施要領」に基づき審査した結果、その基準に適合していると認められますので、船員労働災害防止優良事業者（一般型○級）に認定します。

一般型○級 認定番号○○○○○○号

認 定 日 平成○○年○○月○○日

更 新 日 平成○○年○○月○○日

有効期限 平成○○年○○月○○日

国土交通省海事局運航労務課長

○○ ○○

船員労働災害防止優良事業者（一般型）認定制度実施要領

制定	平成18年	7月21日付け	国海運第	15号
改正	平成19年	4月7日付け	国海運第	1号
	平成20年	3月21日付け	国海運第	151号
	平成21年	8月4日付け	国海運第	49号
	平成21年	11月17日付け	国海運第	110号
	平成23年	4月27日付け	国海運第	12号
	平成23年	8月16日付け	国海運第	69号

第一 趣旨

船舶所有者をはじめとする関係者による船員の労働災害防止に必要な自主的な取組みの促進を図るため、個々の船舶所有者の自主的努力を評価し認定する一般型優良事業者認定制度を創設し、当該制度を活用するインセンティブを働かせ、もって船舶所有者の安全意識の向上を図ることが重要である。

また、優良事業者認定制度の申請に当たっては、船舶ごとの自主的な安全衛生点検を義務付けており、その点検を通じて船員の労働安全衛生の確保及び意識の高揚等を図ることができる。さらに、この認定の波及的効果として、認定された船舶所有者における船員の労働災害防止活動に止まらず、他の船舶所有者の活動の活性化にも寄与することが期待できる。

第二 総則

一 通則

船員労働災害防止優良事業者（一般型）認定制度については、この実施要領の定めるところによる。

二 対象者

船舶所有者とする。

三 認定者

国土交通省海事局運航労務課長とする。

四 認定の種別及び要件

1 認定の種別

船員労働災害防止優良事業者（一般型1級）及び船員労働災害防止優良事業者（一般型2級）の二種とする。

2 認定の要件

(1) 船員労働災害防止優良事業者（一般型1級）

- ① 認定申請日現在で船員労働災害防止優良事業者（一般型2級）の認定を受けていること。
- ② 認定申請日以前5年以内において、船員法（昭和22年法律第100号）及び船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和42年法律第61号）に定める規定についての違反がないこと。
- ③ 認定申請日以前5年以内に船舶内及び船内作業に関連して船舶と密接した場所で発生した災害又は疾病のために引き続き3日以上休業した船員数が別紙「船舶所有者規模別災害疾病発生人数基準表」に定める基準以下であり、かつ、死亡し又は行方不明となった者がいないこと。

(2) 船員労働災害防止優良事業者（一般型2級）

- ① 認定申請日以前3年以内において、船員法及び船員災害防止活動の促進に関する法律に定める規定についての違反がないこと。
- ② 認定申請日以前3年以内に船舶内及び船内作業に関連して船舶と密接した場所で発生した災害又は疾病のために引き続き3日以上休業した船員数が別紙の「船舶所有者規模別災害疾病発生人数基準表」に定める基準以下であり、かつ、死亡し又は行方不明となった者がいないこと。

五 認定の有効期間

船員労働災害防止優良事業者（一般型1級）及び船員労働災害防止優良事業者（一般型2級）の認定の有効期間は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間とする。

- 1 船員労働災害防止優良事業者（一般型1級）及び船員労働災害防止優良事業者（一般型2級）の認定を初めて受けた事業者の有効期間は、認定日から起算して3年とする。
- 2 船員労働災害防止優良事業者（一般型）の認定の有効期間の更新を受けた事業者の有効期間は、従前の認定の有効期間満了の日の翌日から1級は8年、2級は6年とする。

六 認定書の様式

別紙様式1とする。

七 認定ステッカーの様式

別紙様式2とする。

八 事務取扱庁

船員労働災害防止優良事業者（一般型）認定申請書（以下「認定申請書」という。）の受理に係る事務は、主たる船員の労務管理の事務を行

う事務所の所在地を管轄する地方運輸局等（以下「所轄地方運輸局」という。）で行う。

また、認定に係る事務は、国土交通省海事局運航労務課（以下「本省」という。）で行う。

第三 申請及び審査

一 申請期間

毎年5月1日から同6月30日までとする。

ただし、6月30日が閉庁日である場合は、直近の金曜日までとする。

二 申請書類

船員労働災害防止優良事業者（一般型）の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を所管地方運輸局に提出して申請を行う。

なお、申請を行う者は、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地の運輸支局又は海事事務所を経由して行うことができる。

1 認定申請書（別紙様式3）

2 船員災害防止協会発行「安全衛生チェックリスト（船災防モデル全船共通用）」船舶毎に各1通（ただし、二隻目以降は写しで可）

(1) 提出するチェックリスト

認定申請日現在で使用するすべての船舶に係るチェックリストを提出すること。

(2) 点検日

認定申請日以前3月以内に点検したものに限り（「点検年月日」欄（チェックリストの1ページ）にその点検日を記載すること。）。

(3) 「結果」及び「不良個所」欄

① 「結果」欄が△（一部に不良個所あり）

「不良個所」欄にその具体的内容及び整備改善の有無・状況が記載されていること。

② 「結果」欄が×（不良）

「不良個所」欄にその具体的内容及び整備改善の実施状況が記載されていること。

③ ①又は②に該当する場合には、本省においてそれらを審査の上、認定の可否を決定するものとする。

④ 「結果」欄が－（該当なし）

該当しない点検事項の場合には、該当しない旨の記載がされていること。

三 審査

認定の申請があったときは、所轄地方運輸局及び本省は、次の事項について審査を行う。

1 所轄地方運輸局による審査

(1) 船員労働環境・海技資格課（九州運輸局にあつては船員労働環境課、沖縄総合事務局にあつては船舶職員課）による確認

① 書類の確認

上記二. に掲げる認定申請書等の書類がそろっていること。

② 災害又は疾病の発生状況の確認

認定申請日以前5年（船員労働災害防止優良事業者（一般型2級）に係る申請にあつては、3年）以内に発生した災害又は疾病のために引き続き3日以上休業した船員数が別紙「船舶所有者規模別災害疾病発生人数基準表」に定める認定の申請の種別ごとに定める基準以下であり、かつ、死亡し又は行方不明となった者がいないこと。

なお、認定申請日以前5年（船員労働災害防止優良事業者（一般型2級）に係る申請にあつては、3年）のうち、既に提出されている災害疾病発生状況報告書により確認できる期間の災害又は疾病の発生数については、船員法第111条報告管理システムにより確認すること。

(2) 運航労務監理官による確認

認定申請日以前5年（船員労働災害防止優良事業者（一般型2級）に係る申請にあつては、3年）以内において、船員法及び船員災害防止活動の促進に関する法律に定める規定についての違反がないことを船員労務監査情報照会システムにより確認すること。

(3) (1)及び(2)の確認により第二. 四. 2. (1)又は(2)に掲げる要件を満足する場合には、提出書類各1通を添えて本省に上申する。

2 本省による審査

「安全衛生チェックリスト（船災防モデル 全船共通用）」等の内容について審査の上、本省に設置する「船員災害防止モデル事業検討委員会」において認定の可否を決定する。

また、認定を行った場合には、「船員労働災害防止優良事業者（一般型〇級）認定証交付簿（別紙様式4）」に必要事項を記載するとともに、認定証を作成する。

第四 認定の有効期間の更新

- 一 第二．五に規定する認定の有効期間の満了後引き続き船員労働災害防止優良事業者（一般型1級）又は船員労働災害防止優良事業者（一般型2級）の認定を受けようとする者は、認定の有効期間満了の日の60日前から30日前までに、認定の有効期間の更新を申請しなければならない。
- 二 運航労務課長は、上記一に規定する認定の有効期間の更新の申請があった場合において、当該申請が船員労働災害防止優良事業者（一般型1級）の場合は第二．四．2．（1）に、船員労働災害防止優良事業者（一般型2級）の場合は第二．四．2．（2）に掲げる基準に適合していないと認めるときは、当該認定の有効期間の更新をしてはならない。
- 三 認定に係る手続きの規定は、認定の有効期間の更新について準用する。ただし、認定の様式については様式6とする。

第五 認定証等の交付及び認定事業者の公表等

- 一 本省から認定証及び認定ステッカー（一般型1級は事務所及び船舶数とし、一般型2級は船舶数とする。）の送付を受けた所管地方運輸局は、当該事業者に交付する。

二 認定事業者の公表等

船員の労働安全衛生に必要な自主的な取組みを促進するため、本制度の普及が重要であることから、国土交通省は、次の方策を講ずるとともに、関係者に協力を要請する。

1 国土交通省における方策

(1) 本省

① 各種媒体を通じた広報

認定事業者の住所及び氏名又は名称、1級又は2級の種別、認定日、認定の有効期限について国土交通省ホームページへの掲載及び専門紙への発表を行う。

② 関係団体への協力要請

船員災害防止協会をはじめ関係団体に対し、それぞれのホームページ及び機関誌・紙への掲載等について協力を要請する。

(2) 所管地方運輸局

① 広報等

上記(1)．①及び②に準じた方策を講じる。

② 船員労働監査情報照会システムへの登録

運航労務監理官は、その必要に応じて船員労働災害防止優良事業者（一般型）の認定の有無を確認し、監査の実施方法の決定に活用できるように、上記(1)．①に掲げる事項を船員労働監査情報照会システムに登録する。

2 船員労働災害防止優良事業者（一般型）の認定を受けた者

(1) 認定証の掲示

事業場内及び船内に、認定証又はその写し並びに認定ステッカー又はその写しを掲示することができる。

(2) ホームページ等への掲載

ホームページ、広報誌・紙、広告等に、船員労働災害防止優良事業者（一般型）の認定を受けた者である旨を掲載すること及びロゴマークを使用することができる。

(3) 求人票への記載

船員職業安定業務窓口に提出する求人票の備考欄に、船員労働災害防止優良事業者（一般型）の認定を受けた者である旨を記載することができる。

第六 認定事業者に係る変更届

船員労働災害防止優良事業者（一般型）に認定後、当該事業者において住所地、氏名又は名称若しくは代表者名に変更があった場合は、「船員労働災害防止優良事業者（一般型）認定に関する変更届（様式6）」を所轄地方運輸局経由で運航労務課長あて届け出なければならない。

第七 認定の取り消し

次のいずれかに該当するときには、その認定を取り消すこととする。

- 一 認定の有効期間内において、死亡し又は行方不明となった者が発生したとき。
- 二 認定の有効期間の更新を受けた事業者については、従前の認定の有効期間満了の日の翌日以降行う優良事業者認定要件の確認時において、船員労働災害防止優良事業者（一般型1級）の場合は第二．四．2．（1）に、船員労働災害防止優良事業者（一般型2級）の場合は第二．四．2．（2）に掲げる基準に適合していないことが確認されたとき。

第八 認定の失効

次のいずれかに該当するときには、その認定の効力を失う。

- 一 船員労働災害防止優良事業者（一般型2級）の認定を受けている者が

船員労働災害防止優良事業者（一般型1級）についての認定を受けたとき。

二 有効期間が満了したとき。

三 有効期間内において、船員法適用の船舶所有者でなくなったとき。

第九 認定証の返還

船員労働災害防止優良事業者（一般型）の認定を受けている者は、第七に定めるところにより認定が取り消された場合又は第八に定めるところにより認定の効力が失われた場合は、速やかに認定証及び認定ステッカーを所轄地方運輸局経由で本省に返還しなければならない。ただし、掲示しているステッカーが船舶にはり付けられている場合その他認定ステッカーを容易に取り除くことができない場合は、この限りでない。この場合において、船員労働災害防止優良事業者（一般型）の認定を受けている者は、当該認定ステッカーを適切に処理しなければならない。

第十 事業者の合併等の場合における認定の取扱い

一 認定を受けた事業者がその営む事業の全部を譲り渡し、又は認定を受けた事業者について相続、合併若しくは分割（その営む事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、認定を受けたものとみなす。

二 前号の規定により認定事業者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その旨を運航労務課長に届け出なければならない。